



— 目次 —

- 企業の休暇制度動向 有給取得率、66.9%で過去最高
- 退職金、家族手当、住宅手当などを追加 同一労働同一賃金ガイドラインの改正案
- 退職代行利用者の特徴 イメージと違う実態が明らかに
- 物価高で仕事探しに変化 給与以外に注目される条件は
- 2026年度の健康保険、介護保険料率
- 法改正予定一覧
- 4月から自転車の違反に反則金 会社も責任を問われる？
- 在職老齢年金の基準額、65万円に大幅改定



NEWS

速報！

◆食事の現物支給に係る所得税の非課税限度額の引上げについて

【現行】月3,500円以下→【2026年4月から】月7,500円以下へ引き上げ予定

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2026shokuji/index.htm>

◆高額療養費の年間上限の新設などの見直しについて（2026年8月と2029年8月に段階的に実施予定）

厚生労働省「現在検討している医療保険制度改革についての考え方」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/newpage_00014.html

今月の「ニュースレター」の主な情報源は、以下のとおりです。

P.1

企業の休暇制度動向

有給取得率、66.9%で過去最高



情報源

令和7(2025)年就労条件総合調査 結果の概況

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/25/index.html>

年次有給休暇の取得率は66.9%と過去最高を更新し、2019年の年5日取得義務化以降、着実に上昇しています。特別休暇制度を導入する企業も増えています。

P.2

退職金、家族手当、住宅手当などを追加 同一労働同一賃金ガイドラインの改正案



情報源

同一労働同一賃金ガイドライン新旧

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000305803>

同一労働同一賃金部会報告

<https://www.mhlw.go.jp/content/001629296.pdf>

同一労働同一賃金ガイドラインの改正案が公表されました。今年10月から施行される予定です。改正後のガイドラインでは、退職手当、家族手当、住宅手当、病気休職中の給与保障など、これまで明確に整理されていなかった待遇について具体的な考え方が示されています。

罰則などはありませんが、裁判においては重要な判断基準として参照される可能性が高く、実務上は大きな影響力を持つため、主な内容を紹介しました。

P.4

退職代行利用者の特徴 イメージと違う実態が明らかに



情報源

離職の変化と退職代行に関する定量調査

<https://rc.persol-group.co.jp/thinktank/data/resignation/>

全文PDF (45ページ～)

<https://rc.persol-group.co.jp/wp-content/uploads/thinktank/data/resignation.pdf>

調査では、退職代行利用者は「無責任」というよりも、周囲との協調を重視する傾向が強く、退職に対して申し訳なさや罪悪感を抱えているケースが多い点が示されています。一方で、職場に頼れる人がいないと感じている割合が高く、孤立感が背景にあることも分かりました。

紙面の都合上ニュースレターには掲載できませんでしたが、本調査により分析された「退職代行現象のメカニズム」が興味深かったため概要をご紹介します。

<本人の特質> チームワーク重視の志向性

<現実> ①上司への集中（上司以外の同僚とのネットワークの欠如）

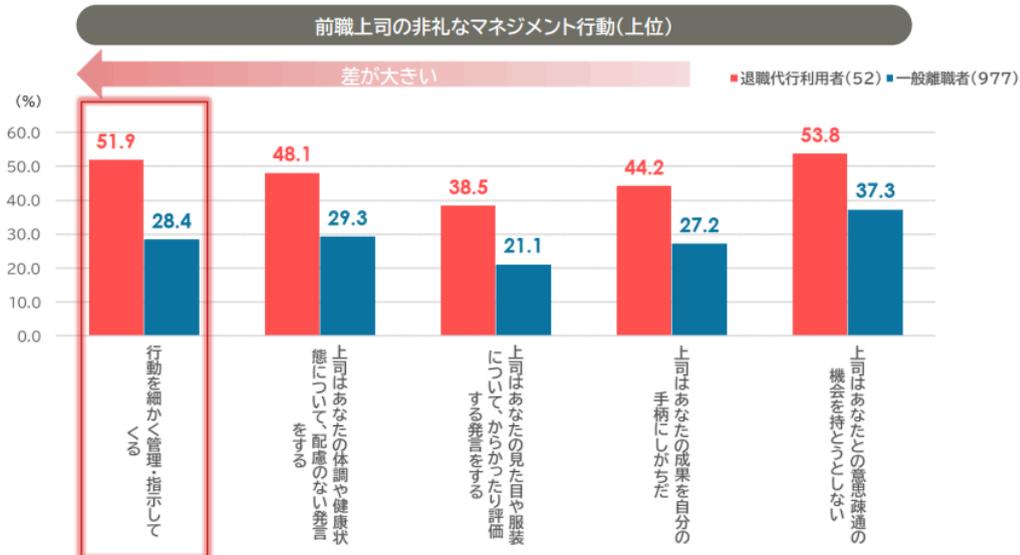
②上司からの疎外（上司からのハラスメント、**非礼な態度**）

- ・ 本人の志向性と現実のギャップ
- ・ 組織を離れるうしろめたさ

退職告知のハードルが高くなり、退職代行利用へ

ここで言う「上司の非礼な態度」とは次のようなものです。

退職代行利用者と一般離職者の上司では、退職代行利用者の上司の方が非礼なマネジメント行動を行っている割合が高い。退職代行利用者と一般離職者のギャップが最も大きかったのが「行動を細かく指示・管理してくる(マイクロマネジメント)」であった。



P.4

物価高で仕事探しに変化 給与以外に注目される条件は



情報源

「物価高と働き方」意識調査

<https://corp.en-japan.com/newsrelease/2025/44014.html>

『エンバイト』ユーザーへの調査結果では、物価高への対応として「副業・Wワークを始める／増やす」と回答した人が最も多く、とくに正社員では約8割にのぼりました。
また、仕事選びで重視する条件として「給与・時給の高さ」に次いで「副業・Wワーク歓迎」「交通費全額支給」が挙げられており、手取り額の確保を意識した動きが広がっていることが分かります。

P.5

2026年度の健康保険、介護保険料率



情報源

令和8年度都道府県単位保険料率

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3130/r08/260216/>

令和8年度保険料額表（令和8年3月分から）

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3150/r08/r8ryougakuhyou3gatukara/>

子ども・子育て支援金リーフレット（事業主の皆さまへ）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fb3dbb28-102a-4840-90a5-00ad2e0d117f/2ed28a0b/20260206policies-kodomokosodateshienkinseido-08.pdf

従来からある「子ども子育て拠出金」の率は、前年度と同じ0.36%です。（こども家庭庁成育局に電話確認）

P.6 法改正予定一覧



情報源

- ✓ 子ども子育て支援金 2026年3月号、2025年6月号に掲載
<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001228302.pdf>
<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodatehienkinseido>
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fb3dbb28-102a-4840-90a5-00ad2e0d117f/2ed28a0b/20260206policies-kodomokosodatehienkinseido-08.pdf
- ✓ 年金制度改正法
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00017.html
 - ・ 在職老齢年金の支給停止基準額の引き上げ 2026年4月号、2025年1月号に掲載
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/zairoukaisei.html>
 - ・ iDeCoについて 2025年6月号に掲載
<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001620594.pdf>
 - ・ 社会保険の加入対象の拡大 2025年9月号に掲載
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00021.html
 - ・ 遺族厚生年金について 2025年9月号に掲載
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00020.html
- ✓ 男女間の賃金格差の公表義務 2024年10月号に掲載
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>
男女の賃金の額の差異の算出及び公表の方法について
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001658436.pdf>
- ✓ 労働安全衛生法 2025年8月号、2月号に掲載
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html
- ✓ 障害者雇用率を2.5%→2.7%に 2023年5月号に掲載
<https://www.mhlw.go.jp/content/001064502.pdf>
- ✓ カスハラ・就活セクハラ対策の義務化 2026年3月号、2025年5月号、3月号に掲載
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html#h2_free1
- ✓ 報復人事に刑事罰導入など 2025年10月号に掲載
<https://www.gov-online.go.jp/article/202402/entry-5717.html#secondSection>
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview#r7_amendment
- ✓ こども性暴力防止法 2026年1月号に掲載
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>
- ✓ 育成就労制度の創設 2025年7月号に掲載
<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001301676.pdf>

P.7

4月から自転車の違反に反則金 会社も責任を問われる？



情報源

自転車の交通反則通告制度（青切符）の導入

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/cycle_kaisei.html

自転車を安全・安心に利用するために—自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入—
【自転車ルールブック】

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/cycle_kaisei.files/rule.pdf

2026年4月から、自転車の交通違反に対して青切符制度（交通反則通告制度）が導入されます。歩道通行などを含む100種類以上の違反行為が対象となり、16歳以上の運転者に反則金が科されます。業務中であっても反則金の支払い義務は違反した本人にあり、会社が負担するものではありませんが、制度開始を機に安全運転のルールや社内周知の徹底が必要と考え、取り上げました。

P.8

在職老齢年金の基準額、65万円に大幅改定



情報源

在職老齢年金制度が改正されます

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/zairoukaisei.html>

基準額は賃金水準の変動に応じて毎年少しずつ見直される仕組みですが、今回は年金制度改正と賃金水準の上昇が重なったことで、大幅な改定となりました。

企業の継続雇用者だけでなく、役員報酬を受け取りながら年金を受給している経営者にも大きな影響がある見直しと言えます。

乱丁・落丁、掲載記事の誤字その他の誤りがありましたら事務局までご連絡ください。
内容へのご質問は恐縮ですが原則として有料となります。

社労士ニュースレター便 事務局

contactdesk@sr-newsletter.com

リンクティブ株式会社

TEL：050-3529-5892

FAX：050-1712-6953